平成２４年（フ）第１６７６号
福岡市中央区六本松２丁目10番９号
債務者　徳永　久子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６７７号
福岡市博多区千代２丁目17番７号
債務者　吉村　政夫
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７１９号
福岡県古賀市小竹990番地１
債務者　橋本　大策
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７２３号
福岡市南区長丘２丁目１番５号
債務者　中村　勝之
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７２４号
福岡市城南区神松寺２丁目６番24号
債務者　井上　治郎
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７４６号
福岡市中央区大宮２丁目３番16号
債務者　平島由美子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７５２号
福岡市早良区高取１丁目３番23―401号
債務者　坂井　憲一
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７５７号
福岡市城南区友丘３丁目７番17号
債務者　田嶋亜都恵
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７６４号
福岡市南区大楠３丁目11番39―312号
債務者　戸山　好子（旧姓森保）
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７６５号
福岡市東区多の津５丁目38番13―105号
債務者　濱崎　光氏
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７７１号
福岡県春日市昇町６丁目36番地サンリットＦ204号
債務者　小平あけみ（旧姓坂井）
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７７６号
福岡市博多区相生町２丁目２番22号
債務者　高木和佳雄
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７８６号
福岡市博多区千代５丁目９番1313号、住民票上の住所福岡県太宰府市高雄２丁目3843番地16
債務者　田中　忠道
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８０４号
福岡県糟屋郡篠栗町大字高田392番地村嶋アパート
債務者　小國　　稔
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８０５号
福岡県糟屋郡宇美町とびたけ２丁目12番101号
債務者　黒木　豊仙
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８１４号
福岡県糸島市前原駅南３丁目11番38号
債務者　田中ミドリ
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８２４号
福岡県筑紫野市大字原177番地１
債務者　井手　功一
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８２５号
福岡県筑紫野市大字原177番地１
債務者　井手　千春
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部